

## 【参法 58】

# 訴追委員長・弾劾裁判長の職務雑費廃止法案

## 【裁判官弾劾法の改正】

### ＜立法の背景・趣旨＞

現行の制度では、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に対し、国会開会中、日額6000円の職務雑費が支給されている。

→ 職務雑費は不要であり、廃止する必要がある。

裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止することとする。

### 現 行

裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に対し、国会開会中、日額6000円の職務雑費が支給されている。



### 改 正 法

裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止する。